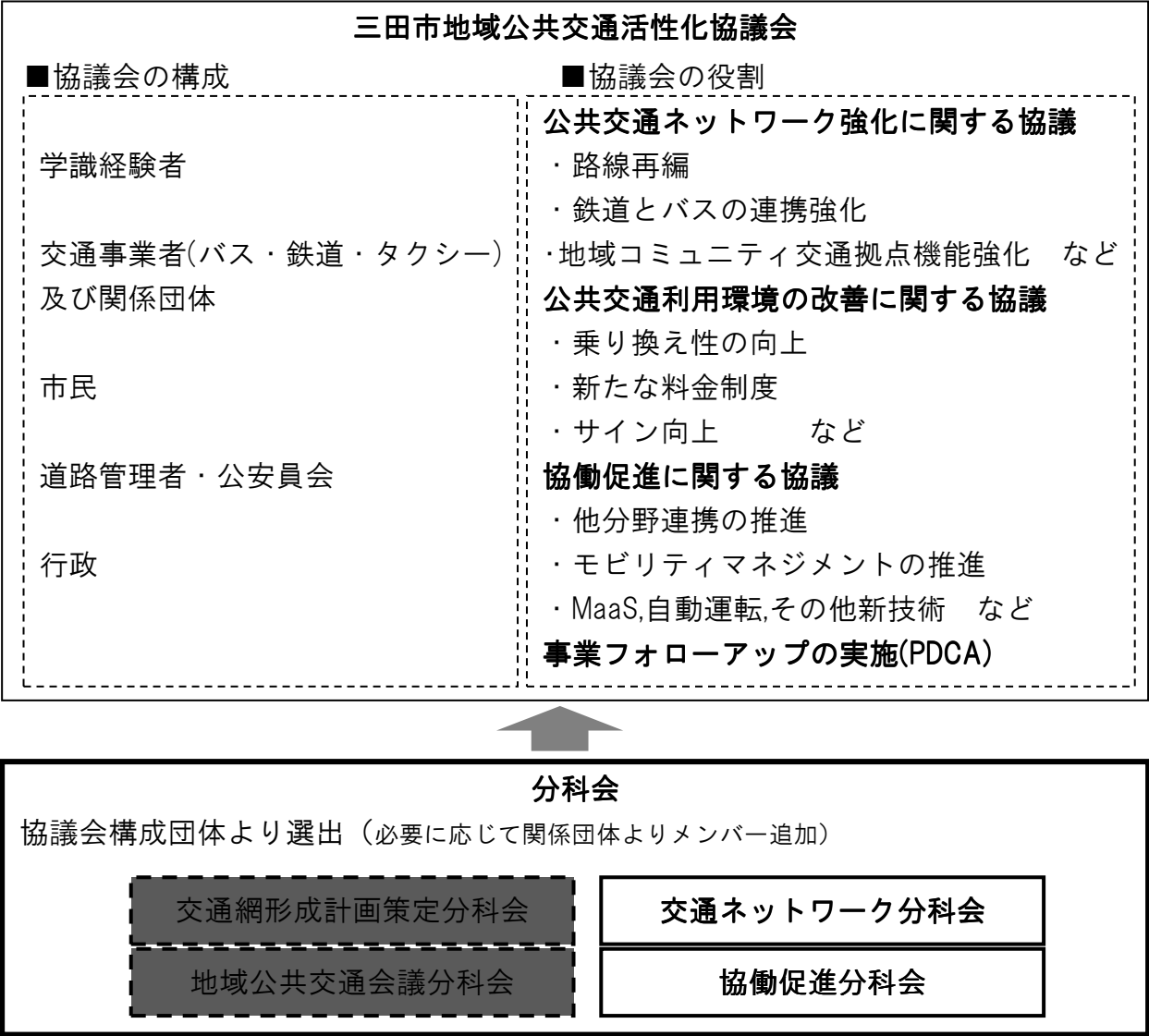


**協議事項 2**

「施策推進体制とスケジュールについて」

平成31年3月三田市地域公共交通網形成計画に基づく施策を下図に示す体制により推進します。

**1. 三田市地域公共交通網形成計画推進体制**



※庁内における横断的な施策連携と情報共有については、各分科会開催の際にテーマに応じて所管部署に出席を求めていく。

※必要に応じ、委員以外の関係者、関係団体の出席を求め広く意見を聞くこととする。  
（三田市地域公共交通活性化協議会分科会設置要領第5条第7項）

## 2. 施策テーマ

(交通ネットワーク分科会)

### 基本方針 1-1-3

センチュリーパーク(ウッディタウン中央駅・南ウッディタウン駅周辺)の機能強化

### 基本方針 1-2-1

テクノパークへの幹線交通の機能強化

### 基本方針 2

地域特性に応じた日常の暮らしに寄り添う公共交通ネットワークの形成

### 基本方針 3-1-1

交通事業者間の連携強化による乗り換え利便性の向上

### 基本方針 3-1-2

利用しやすい料金制度の検討

### 基本方針 4-1-1

地域住民・交通事業者・行政が連携した公共交通利用促進に向けた取り組み

(協働促進分科会)

### 基本方針 4-2-3

公共交通利用促進に向けた地元企業の参画推進

### 基本方針 4-2-4

観光分野との連携による公共交通の利便性の向上と利用促進

※三田市地域公共交通網形成計画 80 頁～参照

## 3. スケジュール

	5	7	10	1
協議会	■			■
交通 NW	□ □	□		□
協働促進		□		□

## 三田市地域公共交通活性化協議会分科会設置要領

(趣旨)

第1条 この規程は、三田市地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第8条第2項の規定に基づき、三田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 分科会は、要綱第2条各号に掲げる事項について、専門的な協議又は調整を行うため、次に掲げる分科会を設置する。

- (1) 三田市地域公共交通網形成計画策定分科会
- (2) 交通ネットワーク分科会
- (3) 協働促進分科会

(組織)

第3条 分科会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 要綱第3条に規定する委員（当該委員の所属する機関が分科会の委員として推薦した者を含む。）のうちから協議会の会長が指名した者
- (2) 協議会の会長が調査検討のため必要と認めて指名した者

2 分科会の委員（要綱第3条の規定により既に依頼された委員を除く。）は、三田市長が依頼する。

(分科会長)

第4条 分科会には、分科会長を置く。

- 2 分科会長は、協議会の会長が指名する。
- 3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

(会議の運営)

第5条 分科会の会議は、分科会長が招集し、議長となる。

- 2 分科会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 分科会の会議は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で開催することができる。
- 4 分科会の会議の議決方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、分科会長の決するところとする。
- 5 分科会の会議の公開については、要綱を準用するものとする。
- 6 分科会の会議の案件について、分科会長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。
- 7 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

(協議結果の報告)

第6条 分科会長は、分科会の協議結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 分科会の会議の庶務は、三田市地域公共交通活性化協議会事務局が行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、分科会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年3月22日から施行する。  
(召集の特例)
- 2 この要領の施行後及び任期満了後最初に行われる分科会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、協議会会長が招集することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年3月20日から施行する。